

沖縄と奄美群島との交流の拡大に係る連携協定書

鹿児島県（甲）、沖縄県（乙）及び奄美群島広域事務組合（丙）は、以下のとおり合意したため、この協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、沖縄県・鹿児島県交流拡大宣言により両県であらゆる分野及び世代でより一層の交流を推進し、相互の繁栄を目指して協力することを宣言したことに基づき、かつ、令和3年に奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が一体的に世界自然遺産登録されたことを踏まえ、地理的に近接し、歴史的及び文化的につながりが深い沖縄と奄美群島との間の交流の一層の拡大を図るため、甲、乙及び丙が連携を強化することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 住民及び交流人口の往来の円滑化に関すること
- (2) 観光振興に関すること
- (3) 農林水産物等の輸送の円滑化に関すること
- (4) 自然環境の保全及び再生に関すること
- (5) 青少年の交流に関すること
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要と認めること

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に実施及び促進するため、必要に応じて協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については、別途取り決めるものとする。

（協議）

第3条 本協定に係る事項及び本協定に定めのない事項について、特に必要が生じた場合には、その都度協議して定めるものとする。

（協定の解除）

第4条 本協定を解除する場合、遅くとも3か月前に協定締結者に通知するものとする。

（効力の発生）

第5条 本協定は、令和5年8月24日から効力を有するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年8月24日

甲 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 塩田 康一



乙 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 デニー



丙 鹿児島県奄美市名瀬永田町18番6号
奄美群島広域事務組合管理者 安田 壮平

